

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則……………（自然環境課） 137

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（税務課） 138

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（医務薬務課） 138

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 138

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 138

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 139

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 139

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 139

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 139

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 145

○都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 157

○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 160

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 161

道企業管理規程

○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程…………… 161

規 則

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第17号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(ク)中「第19条第1号カ」を「第19条第1号キ」に改める。

第19条第1号中ネをノとし、エからヌまでをオからネまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第19条第1号に次のように加える。

ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この章において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

第19条第5号中「伐採をする」を「伐採する」に改め、同号カ中「（平成16年法律第78号）」を削り、同号中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第19条第7号ク中「（平成4年法律第75号）」を削り、「もの」の次に「（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）」を加え、同号中シをスとし、ケからサまでをコからシまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第21条第2号中「第5号イからカ」を「第5号イからク」に改め、同条第3号に次のように加える。

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）

カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第27条第1号ア中「同号テ、ニ及びヌ」を「同号ト、ヌ及びネ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第221号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
令和3年3月23日
北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る特定役務の名称
金融所得課税の電子化に係る道税総合情報処理システム改修業務

2 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月8日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社HBA
(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 随意契約に係る契約金額
50,874,560円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第222号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
令和3年3月23日
北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
イナビル吸入粉末剤20mg 行政備蓄用 284,700容器（142,350人分）

2 随意契約の相手方を決定した日
令和3年1月12日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 第一三共株式会社
(2) 住所 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

4 随意契約に係る契約金額
246,464,790円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第223号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。
令和3年3月23日
北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
重内第2	農業用排水施設	平成30. 2. 20
同	暗渠排水	令和 2. 1. 9
白川	農業用排水施設	平成29.12.20
同	区画整理	令和 2. 1. 20
愛知	農業用排水施設	同 3. 3. 4
同	区画整理	同
同	暗渠排水	平成31. 1. 9
同	客土	同 26.12.25

北海道告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和3年3月23日
北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆223の1（次の図に示す部分に限る。）、194の1、195

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇隆194の1・195・223の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第225号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年3月23日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 歌志内市字中村83の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第226号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和3年3月23日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 留萌郡小平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 磯谷蘭越線 磯谷郡蘭越町字共栄47番1地先から 令和3.3.23
同郡蘭越町字共栄58番3地先まで

北海道告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月23日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

住吉前田の沢川（I-05-0940）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

赤平市住吉町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

公園の沢川（I-05-1000）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

赤平市美園町2丁目、美園町3丁目、美園町4丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神社の沢川（Ⅰ－05－1030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市字赤平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 五股四の沢川（Ⅰ－05－1050） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市字赤平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平和橋の沢川（Ⅰ－05－1060） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市字赤平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平岸中央公園沢川（Ⅰ－05－1120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市平岸仲町5丁目、平岸曙町3丁目、平岸南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌倉川（Ⅰ－05－2150） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市幌岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岩井の沢川（Ⅰ－05－2160） (2) 土砂災害警戒区域の表示	赤平市幌岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 前田の沢川（Ⅰ－05－2190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市幌岡町、共和町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右4の沢川（Ⅱ－05－0910） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市住吉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右1の沢川（Ⅱ－05－0920） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市住吉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 住吉2の沢川（Ⅱ－05－0950） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市住吉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 渡辺の沢川（Ⅱ－05－1110） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市平岸南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 庄司の沢川（Ⅱ－05－1130）
---	--

(2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市平岸仲町6丁目、平岸東町4丁目、平岸南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 横山の沢川（Ⅱ－05－1140） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市平岸南町、平岸東町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 エルム町2の沢川（Ⅱ－05－2020） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市エルム町、百戸町北（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山田の沢川（Ⅱ－05－2030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊里の沢川（Ⅱ－05－2090） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西英寺沢川（Ⅱ－05－2180） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市幌岡町、共和町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	富士の川（Ⅱ－05－2200） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市共和町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 竹重の沢川（Ⅲ－05－012） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市昭和町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右12の沢川（Ⅲ－05－024） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右10の沢川（Ⅲ－05－025） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右8の沢川（Ⅲ－05－027） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右6の沢川（Ⅲ－05－029） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市エルム町、百戸町北（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
---	---

- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
右5の沢川（Ⅲ－05－030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市エルム町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
一の沢川（Ⅱ－05－0890）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
砂川市富平、赤平市住吉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊里（0－40－40）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市住吉町、昭和町6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桜木（0－41－41）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市宮下町3丁目、5丁目、桜木町4丁目、5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌岡(1)（0－42－42）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市幌岡町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌岡(2)（0－43－43）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市幌岡町、西豊里町、エルム町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 地滑り
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊里第三（0－44－44）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市幌岡町、西豊里町、東豊里町、若木町南3丁目、若木町東9丁目、若木町東8丁目、若木町東7丁目、若木町東6丁目、若木町東5丁目、若木町東4丁目、若木町東3丁目、若木町東2丁目、若木町西6丁目、若木町西5丁目、若木町西4丁目、若木町西3丁目、若木町西2丁目、若木町西1丁目、若木町北8丁目、若木町北7丁目、若木町北6丁目、若木町北5丁目、若木町北4丁目、若木町北3丁目、若木町北2丁目、若木町北1丁目、エルム町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
赤間（0－45－45）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市東豊里町、エルム町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桜木(2)（0－76－442）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市昭和町2丁目、昭和町3丁目、昭和町5丁目、昭和町6丁目、桜木町3丁目、桜木町4丁目、桜木町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小有珠右の川（Ⅰ－32－0640）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小有珠川2号沢川（Ⅰ－32－0650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小有珠右1号の沢（Ⅰ-32-0660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小有珠川（Ⅰ-32-0670） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西山川（Ⅰ-32-0680） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 和泉川の左川（Ⅱ-32-0910-1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町財田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 泉（3-18-163） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清水（3-19-164） (2) 土砂災害警戒区域の表示	虻田郡洞爺湖町清水（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 曙(2)（3-22-167） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 和田（3-25-170） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 竹下（3-26-171） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町財田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 川東A（3-27-172） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町財田、川東（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岩屋（3-29-174） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町岩屋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 早月（3-30-175）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町富丘、早月、財田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 美沢地区2（〈3〉-3-584-573-0005） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 財田地区3（〈3〉-3-584-573-0008） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町財田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜（3-31-176） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字桜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大西地先（〈3〉-3-571-571-0001） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 一号一の沢川（Ⅱ-41-0070） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡鷹栖町10線、11線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	嵐山の沢川（Ⅲ-41-011） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡鷹栖町9線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 二号一の沢川（Ⅲ-41-012） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡鷹栖町13線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 丸山（4-1-223） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡鷹栖町27線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 輪厚川の沢1（Ⅱ-02-0010） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北広島市中の沢、美沢4丁目、美沢5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 輪厚川の沢2（Ⅱ-02-0020） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北広島市中の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中の沢（Ⅱ-02-0030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北広島市中の沢、西の里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	--

- 60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
輪厚川末流左の沢（Ⅱ－02－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市中の沢、輪厚（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 61(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中の沢1号沢（Ⅱ－02－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市中の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 62(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山手一の沢（Ⅱ－02－0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市中の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 63(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
久歳谷川（Ⅱ－02－0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市島松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 64(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仁井別七の沢（Ⅱ－02－0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市島松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 65(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三島上の沢（Ⅱ－02－0200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市三島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 66(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
レクの沢（Ⅲ－02－001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市美沢5丁目、西の里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 67(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
センター前の沢（Ⅲ－02－003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市富ヶ岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 68(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
鳳来橋の沢（Ⅲ－02－007）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市島松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 69(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三島の沢4（Ⅲ－02－011）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北広島市三島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月23日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

赤平宮下町2丁目（Ⅰ－0－431－431） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市宮下町2丁目、宮下町3丁目、美園町4丁目、美園町5丁目、字赤平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平美園町4丁目（Ⅰ－0－431－431－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市字赤平、美園町4丁目、美園町5丁目、宮下町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平平岸桂町（Ⅰ－0－444－444） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市平岸桂町、平岸南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平エルム町1（Ⅰ－0－445－445） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平住吉1（Ⅱ－0－362－362） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	赤平市住吉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平住吉2（Ⅱ－0－363－363） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市住吉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平昭和町6丁目1（Ⅱ－0－365－365） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市昭和町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平昭和町6丁目2（Ⅱ－0－366－366） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市昭和町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平昭和町6丁目3（Ⅱ－0－367－367） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市昭和町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平昭和町6丁目4 (Ⅱ-0-368-368) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市昭和町6丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平茂尻元町北6丁目1 (Ⅱ-0-370-370) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市茂尻元町北6丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平茂尻元町北5丁目 (Ⅱ-0-371-371) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市茂尻元町北5丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平共和1 (Ⅱ-0-372-372) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市共和町、幌岡町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	赤平北文京町3丁目 (Ⅱ-0-376-376) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市北文京町3丁目、豊丘町2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町3 (Ⅱ-0-379-379) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町、字豊里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町4 (Ⅱ-0-380-380) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町5 (Ⅱ-0-381-381) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町6 (Ⅱ-0-382-382) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町 (次の図のとおり)
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町7（Ⅱ－0－383－383） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町、字豊里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町8（Ⅱ－0－384－384） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町9（Ⅱ－0－385－385） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町10（Ⅱ－0－386－386） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町11（Ⅱ－0－387－387） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町12（Ⅱ－0－388－388） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町13（Ⅱ－0－389－389） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町14（Ⅱ－0－390－390） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町15（Ⅱ－0－391－391）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町16（Ⅱ－0－392－392） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平エルム町2（Ⅱ－0－393－393） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平茂尻本町2丁目1（Ⅱ－0－394－394） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市茂尻本町1丁目、茂尻本町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平エルム町3（Ⅱ－0－397－397） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平エルム町4（Ⅱ－0－398－398） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平平岸東町1丁目（Ⅱ－0－400－400） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市平岸東町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平共和2（Ⅲ－0－258－258） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市共和町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平幌岡2（Ⅲ－0－261－261） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市幌岡町、共和町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	--

- 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平幌岡3（Ⅲ－0－262－262）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市幌岡町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平茂尻元町北6丁目4（Ⅲ－0－264－264）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市茂尻元町北5丁目、茂尻元町北6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平豊里2（Ⅲ－0－267－267）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平東豊里町17（Ⅲ－0－268－268）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市東豊里町、字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平東豊里町18（Ⅲ－0－269－269）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 赤平市東豊里町、字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平東豊里町19（Ⅲ－0－270－270）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市東豊里町、字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平幌岡4（Ⅲ－0－271－271）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市幌岡町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平東豊里町20（Ⅲ－0－272－272）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市東豊里町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平東豊里町22（Ⅲ－0－275－275）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市東豊里町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平平岸新光町3丁目（Ⅲ－0－276－276） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市平岸新光町3丁目、平岸新光町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平平岸仲町2丁目（Ⅲ－0－277－277） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市平岸仲町2丁目、平岸仲町3丁目、平岸新光町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 五股三の沢川（Ⅰ－05－1040） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市字赤平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 村田の沢川（Ⅱ－05－0930） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市住吉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	住友事務所の沢川（Ⅱ－05－1020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市字赤平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 治山ダム沢川（Ⅱ－05－1100） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市平岸曙町3丁目、平岸南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 二号橋沢川（Ⅱ－05－2000） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市百戸町北（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 四号橋沢川（Ⅱ－05－2010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市百戸町北（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 エルム町1の沢川（Ⅱ－05－2040） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり）
--	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 谷口の沢川（Ⅱ－05－2050） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 佐々木の沢川（Ⅱ－05－2060） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊里2号沢川（Ⅱ－05－2070） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊里2号沢川一の沢川（Ⅱ－05－2071） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊里2号沢川二の沢川（Ⅱ－05－2072） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊里2号沢川三の沢川（Ⅱ－05－2073） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊里2号沢川四の沢川（Ⅱ－05－2074） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大崎の沢川（Ⅱ－05－2080） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊里の沢川下の沢川（Ⅱ－05－2091）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 右13の沢川（Ⅲ－05－023） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 右9の沢川（Ⅲ－05－026） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 右7の沢川（Ⅲ－05－028） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 右4の沢川（Ⅲ－05－031） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市エルム町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 虻田洞爺湖温泉町2（Ⅱ－3－186－1359） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田洞爺湖町洞爺湖温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 虻田洞爺湖温泉町1（Ⅲ－3－62－540） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田洞爺湖町洞爺湖温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊浦大岸3（Ⅱ－3－190－1363） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字大岸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ミトベの沢川（Ⅱ－32－0120） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字大岸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

- 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
貫気別川2の沢川の左沢川（Ⅱ－32－0240－1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字新山梨（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
六号川二の沢川（Ⅱ－41－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡鷹栖町15線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
六号川一の沢川（Ⅱ－41－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡鷹栖町15線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鷹栖15線23号（Ⅲ－4－8－567）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡鷹栖町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東川天人峡3（Ⅰ－4－45－2188）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 上川郡東川町松山温泉、上川郡美瑛町字天人峡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
美瑛天人峡（Ⅰ－4－51－2194）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡美瑛町字天人峡、上川郡東川町松山温泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北広島仁別（Ⅰ－0－265－265）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北広島市仁別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北広島西の里2（Ⅱ－0－188－188）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北広島市西の里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北広島三島1（Ⅱ－0－189－189）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北広島市三島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島三島 2 (Ⅱ-0-191-191) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島島松 3 (Ⅱ-0-193-193) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島島松 4 (Ⅱ-0-194-194) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島島松 5 (Ⅱ-0-195-195) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	北広島島松 6 (Ⅱ-0-196-196) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島西の里 3 (Ⅲ-0-120-120) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市西の里、北の里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島中の沢 1 (Ⅲ-0-121-121) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市中の沢 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島三島 3 (Ⅲ-0-123-123) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島、恵庭市島松沢 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島三島 4 (Ⅲ-0-124-124) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島 (次の図のとおり)
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島島松 8 (Ⅲ-0-126-126) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北広島島松 9 (Ⅲ-0-127-127) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山手の沢 (Ⅱ-02-0110) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市中の沢 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 仁井別五の沢 (Ⅱ-02-0160) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 仁井別四の沢 (Ⅱ-02-0170) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 水吐の沢 (Ⅱ-02-0190) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三島中の沢 (Ⅱ-02-0210) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中の沢 2 (Ⅲ-02-002) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市中の沢、西の里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 水吐の沢 (Ⅲ-02-004)
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 グラウンドの沢（Ⅲ－02－005） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市島松（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山荘の沢（Ⅲ－02－006） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市仁別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三島の沢1（Ⅲ－02－008） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三島の沢2（Ⅲ－02－009） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三島の沢3（Ⅲ－02－010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北広島市三島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第230号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 令和3年3月23日 北海道知事 鈴木直道 1 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 2 札幌圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定める土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 江別市野幌若葉町の一部 北広島市共栄の一部 石狩市新港中央1丁目の一部 石狩市新港中央4丁目の一部 石狩市新港東4丁目の一部 イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 なし
--	---

ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域
石狩市新港東4丁目地先（国有海浜地及び地先公有水面）
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 札幌圏都市計画臨港地区に係る事項

- (1) 都市計画の種類 臨港地区
(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する土地の区域
石狩市新港中央4丁目の一部
イ 除外する土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 札幌圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名	称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・2・302号	角山通	江別市 角山	江別市 角山	江別市 角山

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

5 札幌圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 札幌石狩公共下水道
イ 位置 排水区域に編入する土地の区域
手稲山口地区、前田公園南地区及び平和地区の一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

6 札幌圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 石狩湾新港地域公共下水道
イ 位置
(ア) 排水区域に編入する土地の区域
中央地区及び東地区の一部
(イ) 排水区域に除外する土地の区域
花畔地区の一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

7 札幌圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
(2) 都市計画を定める土地の区域
ア 名称 江別南幌公共下水道
イ 位置 排水区域に編入する土地の区域
野幌若葉町地区の一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

8 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

9 小樽都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
(2) 都市計画を定める土地の区域
ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
該当なし
イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
塩谷2丁目の一部
ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域
該当なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

10 小樽都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名	称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・3・7号	小樽中央線	小樽市 塩谷1丁目	小樽市 銭函3丁目	小樽市 稲穂2丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

11 千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

12 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
(2) 都市計画を定める土地の区域
ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
恵庭市柏陽町3丁目の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 千歳市上長都の一部 千歳市桜木4丁目の一部 千歳市自由ヶ丘2丁目、自由ヶ丘3丁目、自由ヶ丘6丁目の各一部 千歳市北斗2丁目から北斗5丁目までの各一部 ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域 該当なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 13 室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 14 室蘭圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定める土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 伊達市長和地区の一部 室蘭市築地町地区の一部 室蘭市仲町地区の一部 イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 伊達市長和地区の一部 ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域 該当なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 15 室蘭圏都市計画臨港地区に係る事項 (1) 都市計画の種類 臨港地区 (2) 都市計画を定める土地の区域 ア 追加する土地の区域 室蘭市築地町地区の一部 室蘭市仲町地区の一部 室蘭市崎守地区の一部 イ 除外する土地の区域 該当なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 16 苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	(縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 17 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定める土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 苫小牧市汐見町1丁目の一部 苫小牧市元中野町1丁目、元中野町4丁目、港町1丁目の各一部 苫小牧市字植苗の一部 白老町字萩野の一部 白老町字虎杖浜の一部 イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 苫小牧市北星町2丁目の一部 苫小牧市字錦岡の一部 苫小牧市はまなす町1丁目、はまなす町2丁目、字糸井の各一部 厚真町新町の一部 ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域 苫小牧市汐見町1丁目地先(地先公有水面) 苫小牧市晴海町地先(地先公有水面) 白老町字萩野地先(地先公有水面) (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 18 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項 (1) 都市計画の種類 臨港地区 (2) 都市計画を定める土地の区域 ア 追加する土地の区域 苫小牧市汐見町1丁目の一部 苫小牧市元中野1丁目、元中野4丁目、港町1丁目の一部 イ 除外する土地の区域 苫小牧市汐見町1丁目の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 19 当別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 20 福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
--	---

- 21 木古内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 22 森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 23 八雲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 24 長万部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 25 江差都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 26 北檜山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 27 今金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 28 倶知安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 29 岩内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 30 古平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 31 余市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 32 赤平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 33 鵲川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 34 門別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和3年3月23日

北海道知事 鈴木直道

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1(1) 施行者の名称 | 旭川市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 旭川圏都市計画道路事業（3・3・19号一番通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成20年8月19日から令和4年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用及び使用の部分） | 変更なし |
| 2(1) 施行者の名称 | 旭川市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 旭川圏都市計画道路事業（3・4・58号神楽3条通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成24年4月27日から令和5年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 3(1) 施行者の名称 | 岩内町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 岩内都市計画道路事業（3・4・13号薄田通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成24年6月5日から令和4年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 4(1) 施行者の名称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・57号手稲左股通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成12年4月28日から令和7年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 5(1) 施行者の名称 | 函館市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 函館圏都市計画道路事業（3・4・66号日吉中央通及び8・5・1号緑園通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成30年9月28日から令和7年3月31日まで |

(4) 事業地（収用の部分） 平成30年北海道告示第660号の事業地のうち日吉町1丁目地内において事業地を変更する。	令和3年3月23日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也
総合振興局告示及び振興局告示	北海道企業管理規程第1号
北海道宗谷総合振興局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月23日 北海道宗谷総合振興局長 竹 花 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり カラー 7,997枚、モノクロ 1,117枚 2 落札を決定した日 令和3年3月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海ビジネス株式会社 (2) 住 所 稚内市大黒4丁目6番31号 4 落札金額 (1) 基本料金 36,000円 (2) 複写料金 ア カラー 15.0円 イ モノクロ 3.5円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年2月12日付け北海道宗谷総合振興局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局総務課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号	北海道企業局財務規程の一部を改正する規程 北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。 別表第1 固定資産の表中 「 ポンテシオ発電所改修工事口 」を 「 ポンテシオ発電所改修工事口 岩尾内発電所改修工事口 」に改める。 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
道 企 業 管 理 規 程	
北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。	